

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

令和7年度第3回浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和7年12月15日

浦安市市民活動補助金  
及びまちづくり活動補助金選定委員会  
委員長 廣部 恒忠

1 開催日時

令和7年12月22日（月）午後2時～3時

2 開催場所

浦安市役所 4階 S4会議室

3 議題

- (1) 令和8年度補助金応募事業公開プレゼンテーション
- (2) 令和8年度事業の選定について（非公開）

4 傍聴者の定員 10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに、会場で受付を済ませてください。
- (2) 受付開始時間は、当日午後1時45分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順を行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 会議の一部を非公開とする理由

公正かつ円滑な議事運営のため。

7 問い合わせ先

浦安市役所 市民経済部 市民参加推進課 担当 八尾・伊藤

電話 047-712-6059（直通）

### 第3号様式（第7条第4項）

## 傍聴要領

浦安市市民活動補助金  
及びまちづくり活動補助金選定委員会  
委員長 廣部 恒忠

### 1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の5分前までに会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。